

くりやまの自治基本条例を考える講演会 アンケート集計 参加者174名

【単純集計】

Q 自治基本条例が必要だと思いましたか？

そう思う	やや思う	どちらとも	あまり思わない	思わない	回答者数
71	43	15	2	1	132
53.8%	32.6%	11.4%	1.5%	0.8%	100.0%

Q 自治基本条例がどういうものか理解できましたか？

そう思う	やや思う	どちらとも	あまり思わない	思わない	回答者数
44	58	24	5	0	131
33.6%	44.3%	18.3%	3.8%	0.0%	100.0%

Q 自治基本条例についてもっと知りたいと思いましたか？

そう思う	やや思う	どちらとも	あまり思わない	思わない	回答者数
68	43	17	1	1	130
52.3%	33.1%	13.1%	0.8%	0.8%	100.0%

くりやまの自治基本条例を考える講演会 アンケート集計

【性別・年代別】

		男 性						計
		20代以下	30代	40代	50代	60代	70歳以上	
Q 自治基本条例が必要だと思いましたか？	5	0	4	9	17	12	9	51
	4	1	5	4	8	6	1	25
	3	0	3	0	5	4	2	14
	2	0	0	1	0	1	0	2
	1	0	0	0	0	1	0	1
計		1	12	14	30	24	12	93
Q 自治基本条例がどういうものか理解ができましたか？	5	0	3	6	10	8	4	31
	4	1	6	6	15	8	5	41
	3	0	3	1	5	6	2	17
	2	0	0	1	0	1	1	3
	1	0	0	0	0	0	0	0
計		1	12	14	30	23	12	92
Q 自治基本条例についてもっと知りたいと思いましたか？	5	1	6	8	16	12	6	49
	4	0	4	5	10	6	5	30
	3	0	1	1	4	4	1	11
	2	0	1	0	0	0	0	1
	1	0	0	0	0	1	0	1
計		1	12	14	30	23	12	92

		女 性						計
		20代以下	30代	40代	50代	60代	70歳以上	
Q 自治基本条例が必要だと思いましたか？	5	0	0	1	5	6	8	20
	4	0	2	3	1	10	2	18
	3	0	0	1	0	0	0	1
	2	0	0	0	0	0	0	0
	1	0	0	0	0	0	0	0
計		0	2	5	6	16	10	39
Q 自治基本条例がどういうものか理解ができましたか？	5	0	0	2	2	5	4	13
	4	0	2	2	2	7	4	17
	3	0	0	0	1	4	2	7
	2	0	0	1	0	1	0	2
	1	0	0	0	0	0	0	0
計		0	2	5	5	17	10	39
Q 自治基本条例についてもっと知りたいと思いましたか？	5	0	1	2	2	5	9	19
	4	0	1	2	3	7	0	13
	3	0	0	1	0	4	1	6
	2	0	0	0	0	0	0	0
	1	0	0	0	0	0	0	0
計		0	2	5	5	16	10	38

くりやまの自治基本条例を考える講演会 アンケート集計

【自由記述欄の主なキーワード】

＜自治基本条例の必要性に関すること＞

- 情報共有（住民と行政の情報量の対等化）が出来ていないのが現実。情報公開から本来の自治の原点に戻るべき。明文化は必要。
- 民主主義を育てるうえで、自治基本条例をつくる取り組みは大変良いスパーリングになる。
- 自治基本条例をつくる過程がまさに住民自治である。
- 栗山町は議会基本条例が全国で最初に制定された町。自治基本条例との双壁で町民のための町政が行われることを熱望。
- 栗山には栗山ならではの風土がある。新しい公共はオリジナリティを持つべき。
- 自治基本条例が必要だと思わない。憲章で充分。決まりの中の生活は違うと思います。生きることは人の数だけ答えが有る。良心に答える政治（町長、議会）。
- 住民自治、主権は町民。
- 自治体の自己決定権。自分の町は自分達でつくる。
- 公共再考（原点に立ち返る＝公共サービスの境を再考）。
- まちの憲法。
- 条例は進化し成長していく。
- 制定よりもその有効活用が重要、目的と方法を取り違えないことが重要。

＜自治基本条例の内容に関係すること＞

【情報共有の原則に関する事】

- 徹底した情報公開。町民と行政の情報量を対等に。
- 内部会議を含めた行政の情報公開・説明責任。公共課題を解決する行政の仕事は公開を基本。
- 情報公開から情報共有へ。
- 町民がわかるやり方は非常に良いことだと思う。

【情報共有の仕組みに関する事】

- 財政民主主義。透明性、情報公開に重点を置き、予算ヒアリングも公開。
- 情報のファイリングシステム（共有に向けた情報管理の仕組み）。
- 個人情報の範囲の検討。

【町民参加の原則に関する事】

- 対等の情報に基づく参加・議論。
- 町民の参加する権利。
- 政策意志形成過程の明確化。
- 子どもの人権・参加権利は必須。

【町民参加の仕組みに関する事】

- 白紙からの参加・議論の必要性。
- 首長が恣意的な判断をできないシステムの構築。
- 本当に住民一人ひとりが参加できるのか。

【町長の役割・責務に関する事】

- 公共的な課題を解決するための組織が役場である。
- 町長の宣誓（自治基本条例に基づく）。
- 町長の発信。説明責任の徹底。
- 職員の意識改革。
- 人材育成に向けた職員研修の充実（学びたい意欲を活かす）。

【職員の役割・責務に関すること】

- 自己研鑽する。
- 自ら考え行動する職員。
- コスト意識・合理化、スピード感。
- 職員も住民である自覚。
- 情報公開・共有への意識（職員の温度差を無くす）。

【町民の役割・責務に関すること】

- 町民の＜義務と責任＞及び覚悟。
- 町民が知る権利を放棄しない。
- 前向きな考えを持ち、町民が進んで参加する意識。
- 住民の勉強不足解消

【その他】

- 既存の関連条例との整合性。
- 現在の議会基本条例は、自治基本条例に一元化すべき。
- 中小企業基本条例も合わせて制定。

＜自治基本条例の策定プロセスに関係するもの＞

- 町民に考える時間を。分かりやすい言葉で説明が必要。
- 住民に理解できる条例を。
- 自治基本条例で暮らしがどう変わるのか、どう影響があるのかが分からない。
- 多くの町民の声が反映された条例づくり、町民間の十分な討議を。
- 次代を担う若年層に関心を持ってもらう努力。
- 町民参加も良いけれど、外部の専門家の意見も入れる。
- つくる会の活動をもっと発信して欲しい。
- 町民、行政、議会が共に勉強し努力する。
- 住民主導（町内会・自治会）により住民投票を実施。